

## 事業計画書目次

[こども青少年局]

6款3項1目 児童措置費

(単位：千円)

計画書頁	事業名	28年度		27年度		増△減(28-27)		戦略	基本施策	新規拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債			
1	児童措置費等	4,592,958	2,294,627	4,465,508	2,227,943	127,450	66,684			○
3	児童養護向上支援事業	622,754	622,754	630,620	628,088	△ 7,866	△ 5,334			
5	児童措置費等支弁事務費	4,629	4,615	4,550	4,537	79	78			
7	横浜いずみ学園教育棟運営費助成事業	3,892	3,892	3,892	3,892	0	0			
9	母子生活支援施設緊急一時保護事業	60,167	29,875	54,227	21,631	5,940	8,244		○	○
11	災害時応急備蓄物資整備事業(民間児童福祉施設分)	1,289	1,289	1,540	1,540	△ 251	△ 251			
13	横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業	224,632	159,807	166,251	115,460	58,381	44,347		○	○
15	障害児施設措置費	1,006,059	500,269	834,328	407,957	171,731	92,312			
17	障害児入所支援事業	209,939	105,031	209,992	105,070	△ 53	△ 39			
19	障害児施設利用者負担助成事業	3,721	3,721	4,346	4,346	△ 625	△ 625			
21	民間障害児施設運営費助成事業	730,748	730,738	541,347	541,347	189,401	189,391			
23	重度障害児・者対応専門医療機関運営費助成事業	127,008	127,008	78,818	78,818	48,190	48,190			
25	障害児福祉施設医療費手数料	600	600	607	△ 2,813	△ 7	3,413			
27	障害児福祉費負担金納付促進	3,113	3,100	3,128	3,115	△ 15	△ 15			
29	特別避難場所応急備蓄物資整備事業(民間障害児福祉施設分)	1,160	1,160	1,372	1,372	△ 212	△ 212			
	計	7,592,669	4,588,486	7,000,526	4,142,303	592,143	446,183			



(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名		
6	3	1
児童措置費等		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	○

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	負担金	市債	一般財源
28年度	4,592,958	2,271,990		26,341		2,294,627
補助事業 単独事業		補助率 %				
27年度	4,465,508	2,211,509		26,056	0	2,227,943
増△減	127,450	60,481	0	0	285	66,684

歳出		24年度	25年度	26年度
予 事業費		4,002,066	4,357,097	4,457,494
算 市債+一般財源		1,994,451	2,174,382	2,220,763
決 事業費		4,199,097	4,260,745	4,257,655
算 市債+一般財源		2,133,681	2,180,972	2,120,155

歳出		29年度	30年度
予 事業費		4,756,115	4,925,067
算 市債+一般財源		2,377,641	2,463,658

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) (無)

【事業の概要及び28年度実施内容】

概要

児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所、里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の行政措置等をとった場合に、それぞれの入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持する費用を支弁する。

【実績の推移・今後見込み】

(単位：千円)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	伸び率(平均)
予 事業費	4,002,066	4,357,097	4,457,494	4,465,508	4,592,958	4,756,115	4,925,067	1.036
算 市債+一般財源	1,994,451	2,174,382	2,220,763	2,227,943	2,294,627	2,377,641	2,463,658	1.036
決 事業費	4,199,097	4,260,745	4,257,655	4,287,365	4,317,282	4,347,408	4,377,745	1.007
算 市債+一般財源	2,133,681	2,180,972	2,120,155	2,114,090	2,108,042	2,102,012	2,095,999	0.997

【事業費の内訳】

(単位：千円)

区分	平成28年度				平成27年度				予算増減
	施設数	定員	現員	予算額	施設数	定員	現員	予算額	
児童養護施設	24	647	547	2,409,552	24	642	565	2,323,769	85,783
児童自立支援施設	3	32	32	148,677	3	41	25	172,852	△ 24,175
里親	-	61	61	102,907	-	55	55	90,867	12,040
ファミリーホーム	8	48	40	168,070	8	48	40	157,840	10,230
乳児院	5	94	77	757,993	6	91	81	747,864	10,129
母子生活支援施設	13	161	131	589,594	15	162	133	572,396	17,198
情緒障害児 短期治療施設	1	46	40	235,324	1	46	43	231,148	4,176
通所		15	15	20,905		15	15	20,674	231
自立援助ホーム	5	18	18	61,040	4	20	8	63,197	△ 2,157
助産施設	9	44	137	64,938	9	44	158	83,932	△ 18,994
身元保証人確保対策事業	-	-	-	312	-	-	-	259	53
基幹的職員研修負担金	-	-	-	86	-	-	-	0	86
児童養護施設等の職員の 資質向上のための研修事業	-	-	-	710	-	-	-	710	0
拡充項目	-	-	-	32,850	-	-	-	0	32,850
計	68	961人	830人	4,592,958	70	958人	832人	4,465,508	127,450
		161世帯	131世帯			162世帯	133世帯		
		44床	137床			44床	158床		

【事業スケジュール】

対象施設からの請求により、四半期ごとの概算・精算払いをしている。

【根拠法令】

児童福祉法

第22条(助産の実施)、第23条(母子保護の実施)、第27条第1項第3号(児童及び児童入所施設への入所施設)、第50条第1項第6号・第6号の3・第7号・第7号の3(都道府県の支弁)、第53条(国庫)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	菅原 正興	八木澤 勉	高橋 結希

( こども青少年局 - )

## 事業評価書

事業名		6款 3項 1目 児童措置費等			所管課	こども青少年局こども家庭課			
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> 〔施策〕 <input type="checkbox"/> その他							
	目的 (事業開始の経緯)	児童福祉法に基づき、児童福祉施設最低基準を維持するため、児童福祉施設等への運営費の支弁を開始。							
	事業内容	児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所、里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の行政措置等をとった場合に、それぞれの入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持する費用を支弁する。							
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標			
		児童福祉施設において、児童福祉施設最低基準が維持されている	維持されている	維持されている	維持されている	現状維持			
	本市の措置(委託)施設数	72施設	69施設	82施設	82施設				
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度		
		予算額		4,002,066千円	4,357,097千円	4,457,494千円	4,465,508千円		
		執行額		4,199,097千円	4,260,745千円	4,257,655千円	—		
		差▲引		△ 197,031千円	96,352千円	199,839千円	—		
		執行率(%)		105%	98%	96%	—		
		人件費	一般職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人		
			再任用職員						
概算人件費	3,477千円		3,350千円	3,491千円	3,491千円				
総事業費		4,202,574千円	4,264,095千円	4,261,146千円	4,468,999千円				
増▲減		—	61,521千円	▲ 2,949千円	207,853千円				
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 事業を継続しなければ、最低基準の維持が困難となり、児童の福祉が確保できない。							
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 児童福祉施設において、児童福祉施設最低基準が維持されている。							
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 国の制度改正や目指す社会的養護の将来像を踏まえ、見直しを行う必要がある。							
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 事業実施の過程で、施設等のニーズ把握を適宜行っている。							
自己評価 (Action)	自己評価	児童福祉施設最低基準の維持は必要不可欠である。							
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 国の考え方や方針等の動向に合わせ、児童福祉施設最低基準を維持します。国の定める、児童福祉施設の人員配置基準の引き上げに伴い、市所管の施設においても国の方針に沿って人員配置基準の引き上げを実施することとなっています。 例) 児童養護施設 5.5:1→4:1に改善							

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成 28 年度 事業 計画 書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名
6 款 3 項 1 目
児童養護向上支援事業

特記事項
中期計画-戦略
中期計画-基本政策
新規拡充

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	622,754	0					622,754
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	630,620	2,532					628,088
増△減	△ 7,866	△ 2,532	0	0	0	0	△ 5,334

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	646,071	598,060	597,043
算 市債+一般財源	646,071	598,060	597,043
決 事業費	548,099	573,844	590,938
算 市債+一般財源	547,799	573,844	590,938

歳出	29年度	30年度
予 事業費	617,733	612,753
算 市債+一般財源	661,623	687,017

方針に関する決裁 種別() 有 ( ) 無 ( )

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

概要

児童福祉施設（保育所、障害児施設を除く）に措置委託された児童の処遇向上及び健全育成を図るため、国で定められた措置費に加え、市単独補助として、人件費（職員雇用費・職員処遇改善費）管理費加算、事業費加算等を施設及び里親等に対して支弁する。また、地域住民との交流のため、母子生活支援施設に付置する地域交流スペースについて、その運営費を補助する。

・28年度実施内容

施設種別	施設数	27年度見込現員		
児童養護施設	23	481	-	-
児童自立支援施設	2	12	-	-
乳児院	5	77	-	-
情緒障害児短期治療施設	1	40	-	-
母子生活支援施設	12	296人	131世帯	-
里親	-	61人	-	-
ファミリーホーム	8	40	-	-
自立援助ホーム	5	18	-	-
助産施設（年間）	9	-	-	137件
合計	65	1025人	131世帯	137件

・延人員 1,025人 × 12月 + 137件 = 12,437人

	延人員	単価	金額
予 27	10,646	59,235	630,620,000
算 28	12,437	50,073	622,753,900

【 実績の推移・今後見込み 】

(単位：千円)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	伸び率(平均)
予算	646,071	598,060	597,043	630,620	622,754	617,733	612,753	0.992
決算	548,099	573,844	590,938	613,618	637,169	661,623	687,017	1.038

【 事業費の内訳 】

(単位：千円)

	28年度	27年度	差引	説明
児童養護・自立・乳児・情短・母子	570,778	548,154	22,624	対象見込人員等の増による
里親	9,201	9,385	△ 184	
ファミリーホーム	27,334	25,496	1,838	算定費用の見直しによる
自立援助ホーム	6,662	3,976	2,686	対象見込施設の増による
助産施設	8,779	9,811	△ 1,032	
システム改修費用	0	33,798	△ 33,798	
合計	622,754	630,620	△ 7,866	

【 事業スケジュール 】

対象施設からの請求により、四半期ごとの概算・精算払いをしています。但し、就学援助のみ神奈川県等の支援金決定時期の関係で、年度末に支弁額を決定し支払う。

【 事業開始年度 】

昭和48年度

【 根拠法令 】

児童福祉法  
 横浜市民間児童福祉施設法外扶助費支給要綱  
 横浜市児童福祉施設入所児童就学援助実施要綱  
 里親法外扶助費支給要綱  
 横浜市小規模住居型児童養育事業法外扶助費支給要綱  
 横浜市児童自立生活援助事業法外扶助費支給要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	菅原 正興	八木澤 勉	高橋 結希

( こども青少年局 - )

# 事業評価書

事業名		6 款 3 項 1 目 児童養護向上支援事業			所管課	こども青少年局こども家庭課						
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 児童福祉法、横浜市民間児童福祉施設法外扶助費支給要綱 等										
	目的 (事業開始の経緯)	民間児童福祉施設等に対し法定の運営費に加え、子どもの処遇向上や施設職員の待遇改善及び施設運営の健全化、安定化を図るために、補助を開始した。										
	事業内容	児童福祉施設（保育所、障害児施設を除く）に措置委託された児童の処遇向上及び健全育成を図るため、国で定められた措置費に加え、人件費（職員雇用費・職員処遇改善費）管理費加算、事業費加算等を支弁。										
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標						
		入所児童(者)の処遇向上、施設職員の待遇改善、及び施設経営の健全化、安定化が図られている	図られている	図られている	図られている	現状維持						
		本市の措置(委託)施設数	72施設	69施設	82施設	82施設						
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度					
			予算額	646,071千円	598,060千円	597,043千円	630,620千円					
			執行額	548,099千円	573,844千円	590,938千円	—					
			差▲引	97,972千円	24,216千円	6,105千円	—					
			執行率(%)	85%	96%	99%	—					
		人件費	一般職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人					
			再任用職員									
概算人件費	3,477千円		3,350千円	3,491千円	3,491千円							
	総事業費	551,576千円	577,194千円	594,429千円	634,111千円							
	増▲減	—	25,618千円	17,235千円	39,682千円							
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 事業を継続しなければ、入所児童(者)への支援の充実や施設運営の安定化が困難となる。										
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 入所児童(者)の処遇向上、施設職員の待遇改善、及び施設経営の健全化、安定化が図られている。										
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 国の制度改正等に合わせて見直しを行う必要がある。										
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 事業実施の過程で、施設等のニーズ把握を適宜行っている。										
自己評価 (Action)	自己評価	入所児童(者)や施設に対し、必要かつ適切な支援が行われている。										
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 家庭的養護の推進等、国の動向に合わせ、一部縮小や拡充を実施し、施設経営の健全化や安定化の現状維持を図る。										

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名		
6	3	1
児童措置費等支弁事務費		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
28年度	4,629	0		14		4,615
補助事業 単独事業		補助率	%			
27年度	4,550			13		4,537
増△減	79	0	0	0	1	78

歳出		24年度	25年度	26年度
予	事業費	4,665	4,695	4,699
算	市債+一般財源	4,648	4,681	4,685
決	事業費	4,691	4,756	4,948
算	市債+一般財源	4,691	4,756	4,929

歳出		29年度	30年度
予	事業費	4,708	4,787
算	市債+一般財源	4,693	4,771

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) ・無 ( )

【事業の概要及び28年度実施内容】

児童福祉法による施設入所児童及び里親委託児童の措置医療について委託契約を結び、実施機関に手数料を支払います。児童養護施設をはじめとした児童福祉施設及び里親・ファミリーホーム等の充実に伴い、日常的業務の事務量増加し、担当職員の繁忙状態が経常的になっている。さらに本市所管施設以外の施設(県内・県外)入所児童の毎月大量の医療費に係わるレセプトの処理・支払等現在の人員体制では事務処理が厳しい状況であるため、嘱託員1名を増員し対応します。

【実績の推移・今後見込み】

	25年度	26年度	27年度見込み	28年度計画
件数	15,250件	16,243件	15,861件	16,241件
医療費手数料	1,354,004円	1,404,952円	1,344,576円	1,376,970円

【事業費の内訳】

区分	26年度予算	27年度予算	28年度見込み
施設数	31	34	34
措置人員			
児童養護施設等	837	820	820
里親・FH	135	150	103
一時保護(33委託)含む	160	160	160
合計	1,163	1,164	1,117

医療費手数料見込み27年度単価(1年おき改訂)		
○支払基金分	(医科)電子レセ	104.8 円
	紙レセ	92.8 円
	連名簿	95.9 円
	(調剤)電子レセ	58.4 円
	紙レセ	46.4 円
	連名簿	49.5 円
○国保分		82.0 円

支払先別件数

	支払基金(医科)	支払基金(調剤)	国保	合計
24年度実績	7,624件	4,649件	2,725件	14,998件
25年度実績	7,993件	4,901件	2,356件	15,250件
26年度実績	8,430件	5,381件	2,418件	16,243件
27年度見込み	8,355件	4,967件	2,571件	15,893件
伸び率(平均)	1.0314	1.0251	0.9847	—
28年度見込み	8,617件	5,092件	2,532件	16,241件

【事業スケジュール】

実施機関からの請求により、毎月支払います。

【根拠法令】

児童福祉法  
第27条第1項第3号(里親及び入所施設への委託、入所措置)  
第33条(児童の一時保護)  
第50条第7号(都道府県の支弁)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	菅原 正興	八木澤 勉	蛸本 麻紀

( こども青少年局 - )



## 事業評価書

事業名		6 款 3 項 1 目 児童措置費等支弁事務費			所管課	こども青少年局こども家庭課				
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他								
	法令等の名称	児童福祉法（第27条第1項第3号、第33条、第50条第7号）								
	目的 (事業開始の経緯)	施設入所児童等の措置医療を確保するために開始された。								
事業内容	施設入所児童等の措置医療について委託契約を結び、実施機関への手数料支払いを行う。									
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標				
		実施機関との委託契約により、医療費が適正かつ効率的に支払われている。	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持				
	予算額・執行額、事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度				
		予算額	4,665千円	4,695千円	4,699千円	4,550千円				
		執行額	4,691千円	4,756千円	4,948千円	—				
		差▲引	△ 26千円	△ 61千円	△ 249千円	—				
		執行率(%)	101%	101%	105%	—				
	人件費	一般職職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人				
		再任用職員								
		概算人件費	869千円	838千円	873千円	873千円				
	総事業費	5,560千円	5,594千円	5,821千円	5,423千円					
	増▲減	—	33千円	227千円	▲ 398千円					
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 施設入所児童等の処遇に直接影響するものであり、必要性は極めて高い。								
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 施設入所児童等の処遇向上につながっている。								
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 実施機関と委託契約を結ぶことにより、事務の効率化及び適正化を図っている。								
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法令に基づき、実施機関と委託契約を結んでいるため。								
自己評価 (Action・今後の取組)	自己評価	迅速かつ適切に事務が執行されている。								
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 虐待通報の増加により、一時保護対応件数や施設入所児童等は増加しており、医療機関への受診件数の増加が予想される。引き続き、適切な事務の執行に努める。								

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		



(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名	
6款 3項 1目	横浜いずみ学園教育棟運営費助成事業

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	3,892	0					3,892
補助事業							0
単独事業	3,892	補助率	%				3,892
27年度	3,892						3,892
増△減	0	0	0	0	0	0	0

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	3,690	3,690	3,775
算 市債+一般財源	3,690	3,690	3,775
決 事業費	3,328	3,647	3,709
算 市債+一般財源	3,328	3,647	3,709

歳出	29年度	30年度
予 事業費	3,964	3,964
算 市債+一般財源	3,964	3,964

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) (無)

【事業の概要及び28年度実施内容】

情緒障害児短期治療施設「横浜いずみ学園」における学校教育については、学園の近隣に教育棟を設置し、汲沢中学校の特別学級「いずみ級」として実施している状況だが、施設入所措置費に教育棟の管理費用が含まれないため、光熱水費等運営費・施設設備補修等の実費助成を施設を運営する社会福祉法人「横浜博萌会」に対して行う。

○教育委員会との分担

- 1 教員の派遣及び教材 (教育委員会負担)
- 2 教育棟に関わる運営費 (こども青少年局負担)

○助成に対する考え方

施設入所児童の教育は、原則として施設近隣の学校を通うこととされているが、情緒に障害を持つ児童が地元の学校に就学することは困難であるため、情緒障害児短期治療施設「横浜いずみ学園」における学校教育については、学園の近隣に教育棟を設置し、義務教育を受けられるようにしている。(小学校については本体施設内に設置)

「いずみ級」は、入所児童の教育機会確保に欠くことのできない施設であるため、このために必要な経費については原則として公費負担とする。

【実績の推移・今後見込み】

(単位:千円)

	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
運営費	3,328	3,647	3,775	3,892	3,892	3,964

【事業費の内訳】

(単位:千円)

	合計	27年度	28年度	29年度	説明
光熱水費	2,491	808	834	849	
施設維持管理費	6,857	2,285	2,265	2,307	
施設設備保全費		799	793	808	
合計	11,748	3,892	3,892	3,964	H29消費税10%対応
国					
市債					
一般財源	11,748	3,892	3,892	3,964	

【事業開始年度】

平成2年度

【根拠法令】

社会福祉法第58条

社会福祉法人の助成に関する条例

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長 菅原 正興

係長 八木澤 勉

養護支援係 奈良 茜

( こども青少年局 - )

## 事業評価書

<b>事業名</b>	6 款 3 項 1 目 横浜いずみ学園教育棟運営費助成事業	<b>所管課</b>	こども青少年局こども家庭課				
<b>事業概要 (Plan)</b>	<b>実施根拠</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他		法令等の名称			
	<b>目的 (事業開始の経緯)</b>	平成2年の横浜いずみ学園開所に伴い、入所児童の義務教育を保障するため、市立小中学校の分教室を設置したが、国の定める施設入所措置費等に、必要経費が含まれていないことから、管理費の助成を行っている。					
	<b>事業内容</b>	義務教育を実施する教育棟の管理費の助成を実施している。					
<b>事業実績 (Do)</b>	<b>達成指標</b>	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		在籍児童数(人)	17	19	21	21	
	<b>予算額・執行額、事業費の推移</b>		24年度	25年度	26年度	27年度	
		予算額	3,690千円	3,690千円	3,775千円	3,892千円	
		執行額	3,328千円	3,647千円	3,709千円	—	
		差▲引	362千円	43千円	66千円	—	
		執行率(%)	90%	99%	98%	—	
		人件費	一般職職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		869千円	838千円	873千円	873千円	
	総事業費	4,197千円	4,485千円	4,582千円	4,765千円		
	増▲減	—	287千円	97千円	183千円		
<b>評価の視点による点検・検証 (Check)</b>	<b>必要性・妥当性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 情緒障害児短期治療施設入所児童が義務教育を受ける機会を確保するために必要である。					
	<b>有効性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 施設入所児童の教育は、原則として施設近隣の学校を通うこととされているが、情緒に障害を持つ児童が地元の学校に就学することは困難であるため、情緒障害児短期治療施設「横浜いずみ学園」における学校教育については、非常に有効性が高い。					
	<b>効率性・類似性</b>	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 他の類似施設は無い。					
	<b>市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 本体施設の情緒障害児短期治療施設で第三者評価を行っている。					
<b>自己評価 (Action)</b>	<b>自己評価</b>	情緒障害児短期治療施設入所児童の義務教育を受ける機会の確保に寄与している。					
	<b>今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)</b>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 「いずみ級」は、入所児童の教育機会確保に欠くことのできない施設である。					

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
<b>事業の分類</b>	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
<b>理由</b>	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
<b>実行計画との関連</b>	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名		
6款	3項	1目
母子生活支援施設緊急一時保護事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	○

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	6
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	60,167	15,146	15,146			0	29,875
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	54,227	16,298	16,298			0	21,631
増△減	5,940	△ 1,152	△ 1,152	0	0	0	8,244

歳出		24年度	25年度	26年度
予算	事業費	62,283	70,135	87,016
決算	市債+一般財源	38,104	42,933	40,067
決算	事業費	60,894	64,139	80,112
決算	市債+一般財源	37,181	49,664	66,667

歳出		29年度	30年度
予算	事業費	60,340	60,357
決算	市債+一般財源	28,080	28,097

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) ・ 無 ( )

【事業の概要及び28年度実施内容】

<概要>

DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に入所させ、直面する身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談・支援等を行い、母子世帯の福祉の向上を図ることを目的とします。その実施指定施設である母子生活支援施設に、その経費を支払います。

<実施内容>

施設名	運営法人	事業開始年度	定員	対象者	利用期間	支援内容
		平成 8年 9月	各 3世帯	市内に住む 緊急に保護 を必要とする 母子世帯	原則 1ヶ月 (必要な ケースは 3ヶ月 まで 延長)	母子の保護及び 相談、生活資金の 支給等
		平成15年 9月				
		平成19年 4月				
		平成19年 4月				
		平成25年10月				
		平成26年 7月				
		平成28年 4月				

【実績の推移・今後見込み】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保護世帯数	53世帯	53世帯	62世帯	63世帯	72世帯	77世帯	82世帯
利用人数	138人	133人	177人	184人	205人	219人	233人
利用延日数	3,829日	3,269日	2,484日	2,971日	4,176日	3,850日	4,100日
平均保護日数	72.2日	61.7日	40.0日	47.1日	58.0日	50.0日	50.0日
実施施設数	4か所	4か所	5か所	6か所	7か所	7か所	7か所

【事業費の内訳】

緊急一時保護室のある母子生活支援施設7か所に運営補助を行います。

- ①人件費 (指導員人件費: 37,563千円、助産師指導費: 432千円)
- ②管理費 (夜間警備特別加算: 3,780千円、管理費: 7,674千円)
- ③事業費 (生活援護費: 8,085千円、健康診断検査料: 75千円、指導援護費: 1,588千円、妊娠期支援備品代: 970千円)

【新規事業】妊娠期支援モデル事業 (2施設分)

出産後の養育を特に必要とする妊婦を特定妊婦として把握し支援する中で、在宅での育児能力に問題がある、経済的に不安定で養育環境が適切ではないなどの課題を抱える妊婦が増えている。

出産・育児におけるリスクを抱えたまま在宅生活を送る母子を支援できる社会福祉施設がなく、区や児童相談所ができる在宅支援にも限界がある。

そこで、緊急一時保護事業の枠を活用して、出産後間もない乳児の養育に課題を抱えると思われる妊産婦が一定期間入所し、妊娠中から保健指導を含む支援を受け、母子での安定した生活基盤を整えることを目的とする。

(事業費は上記①の助産師指導費: 432千円と③の妊娠期支援備品代: 970千円で計1,402千円)

【事業スケジュール】

四半期ごとに各施設より概算請求。その後、実績に基づき精算する。

【根拠法令】

横浜市母子生活支援施設緊急一時保護実施要綱  
横浜市母子生活支援施設緊急一時保護実施要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	児童虐待・DV対策担当
	田中 弘子	山崎 由美	野呂 幸子

( こども青少年局 一 )

## 事業評価書

<b>事業名</b>	6 款 3 項 1 目 母子生活支援施設緊急一時保護事業	<b>所管課</b>	こども青少年局こども家庭課				
<b>事業概要 (Plan)</b>	<b>実施根拠</b>	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] 6 <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称   横浜市母子生活支援施設緊急一時保護実施要綱 等					
	<b>目的 (事業開始の経緯)</b>	平成8年に新規に母子生活支援施設を開所するにあたり、売春防止法以外で母子を保護する機能を求められていたことから、市の単独で事業を開始。					
	<b>事業内容</b>	DVからの避難等、緊急の保護を要する母子について、母子生活支援施設の場を利用して、必要な保護や支援を行う。					
<b>事業実績 (Do)</b>	<b>達成指標</b>	<b>指標名(単位)</b>	<b>24年度実績</b>	<b>25年度実績</b>	<b>26年度実績</b>	<b>27年度目標</b>	
		保護世帯数	53世帯	62世帯	63世帯	72世帯	
	<b>予算額・執行額、事業費の推移</b>		<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>	
		予算額	62,283千円	70,135千円	87,016千円	54,227千円	
		執行額	60,894千円	64,139千円	80,112千円	—	
		差▲引	1,389千円	5,996千円	6,904千円	—	
		執行率(%)	98%	91%	92%	—	
		人件費	一般職職員	0.1人	0.1人	0.2人	0.2人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費	869千円	838千円	1,746千円	1,746千円
	総事業費	61,763千円	64,977千円	81,858千円	55,973千円		
	増▲減	—	3,213千円	16,881千円	▲ 25,885千円		
<b>評価の視点による点検・検証 (Check)</b>	<b>必要性・妥当性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い DV被害相談件数や行き場のない母子からの相談が増加しており、母子世帯への支援として緊急的な保護が求められている。					
	<b>有効性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない シェルターの入所期間は短期間であり、母子世帯が安全な居所（アパート、母子生活支援施設本入所）を設定するまでの間、本事業で母子世帯に必要な保護や相談支援を行うことができています。					
	<b>効率性・類似性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 保護日数の短縮化等、現状の課題を検討し見直す必要がある。					
	<b>市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 母子世帯への緊急的支援であり、生活保護単価に準じて援護費を定めていることから、外部意見を反映する仕組みはない					
<b>自己評価 (Action)</b>	<b>自己評価</b>	保護世帯や実施施設に対し、必要かつ適切な支援が行われている。					
	<b>今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)</b>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 本事業は、DVからの避難等緊急に保護を要する母子世帯への支援に有効であることから、引き続き実施する。実施施設数について、母子生活支援施設の整備完了に伴い、28年度以降は7施設のままとなるため、緊急一時保護日数の短縮を図るとともに、保護世帯数を増やしていく。					

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成 28 年度 事業 計画 書 (局・統括本部)

[ こども青少年 局 こども家庭 課 ]

事業名
6 款 3 項 1 目
災害時応急備蓄物資整備事業 (民間児童福祉施設分)

特記事項
中期計画-戦略
中期計画-基本政策
新規拡充

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	1,289	0				1,289	
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	1,540	0				1,540	
増△減	△ 251	0	0	0	0	△ 251	

歳出		24年度	25年度	26年度	歳出		29年度	30年度
予 算	事業費	1,374	1,784	1,690	予 算	事業費	1,485	1,485
	市債+一般財源	1,374	1,784	1,690		市債+一般財源	1,485	1,485
決 算	事業費	698	1,249	295				
	市債+一般財源	698	1,249	295				

方針に関する決裁 種別()  
有 ( ) (無)

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

1 事業目的

「横浜市防災計画」に基づき、災害時における在宅要援護者のための特別避難場所を運営する社会福祉施設等に対し、予算の範囲で横浜市社会福祉施設等災害時特別避難場所応急備蓄物資を整備し、災害時における在宅要援護者への支援を充実する。

2 実施内容

(1) 特別避難場所応急備蓄物資の整備

食糧、水、粉ミルク9食分(3日分)と生活必需品(紙おむつ、毛布等)を整備

(2) 備蓄の考え方

ア 【在宅要援護者数】①避難所として占有利用できる床面積÷3平方メートル(施設利用者が日常利用するスペースを除く、端数は切り捨て)、②区と施設との間で協定に等により定めた人数

イ 【施設職員・ボランティア】受入可能な在宅要援護者の人数÷6(端数は切り上げ)

ウ 食糧、水等は新規に整備を受けた年に整備対象人数分の50%を整備し、2年目以降は25%ずつ更新  
その他の備蓄品は備蓄を受けた年に対象人数分を整備し、使用に耐えなくなった場合に更新

【 実績の推移・今後見込み 】

民間社会福祉施設が災害に備えた応急備蓄物の整備に要する費用を助成する。

食料品の一部(パン、白米兼おかゆ、水)は4年更新で25%ずつの備蓄、その他の食料品は必要に応じて備蓄区との協定締結5施設の新規備蓄については状況に応じて対応する。(見込み対象人数110人→60人程度)  
協定締結済み15施設については、更新を行います。

- ・食料等は消費期限、毛布は耐用年数に合わせて劣化の認められるものを更新します。
- ・新規備蓄施設に、災害時の非常用電源がない場合は購入費用を助成します。

【 事業費の内訳 】

[基礎数値] 物品品目及び一人あたり単価

物資	単価(円) 税抜	単 価 内 訳	見込人員(人)
食糧・水			479
粉ミルク・哺乳瓶			479
紙おむつ・おしり拭き			110
簡易トイレ・生理用品			110

食料品の一部(パン、白米兼おかゆ、水)は25%、ベビーフードは必要量の備蓄

整備中の施設は食料品(初年度50%)及び生活必需品を備蓄

更新中の施設は食料・水・粉ミルクを更新(原則)

非常用電源 15万上限

【 事業スケジュール 】

7月～8月	特別避難場所整備数・回収数調査
9月～10月	物資購入・回収の事務手続き
11月～12月	仕分・配送及び回収の事務手続き
1月以降	物資納品、回収、仕分・配送

【 事業開始年度 】

平成8年度

【 根拠法令 】

横浜市社会福祉施設等災害時特別避難場所応急備蓄物資整備事業要綱

横浜市特別避難場所(児童福祉施設等)発電機等整備事業補助要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	菅原 正興	八木澤 勉	嶋中 愛

( こども青少年 局 )



## 事業評価書

事業名		6 款 3 項 1 目 災害時応急備蓄物資整備事業(民間児童福祉施設分)			所管課	こども青少年局こども家庭課			
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画 [戦略] <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他							
	法令等の名称	横浜市社会福祉施設等災害時特別避難場所応急備蓄物資整備事業要綱							
	目的 (事業開始の経緯)	「横浜市防災計画」に基づき、災害時における在宅要援護者のための特別避難場所を運営する社会福祉施設等に対し、災害時特別避難場所応急備蓄物資を整備し、災害時における在宅要援護者への支援を充実する。							
事業内容	災害発生時に一般の地域防災拠点（避難場所）での生活に適応しない在宅要援護者を受け入れるための二次的避難場所となる「特別避難場所」に指定された民間社会福祉施設に対して、応急備蓄物資を整備します。								
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標			
		特別避難場所当年度備蓄施設数	9	11	15	17			
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度		
		予算額		1,374千円	1,784千円	1,690千円	1,540千円		
		執行額		698千円	1,249千円	295千円	—		
		差▲引		676千円	535千円	1,395千円	—		
		執行率(%)		51%	70%	17%	—		
		人件費	一般職職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人		
			再任用職員						
	概算人件費		869千円	838千円	873千円	873千円			
総事業費		1,567千円	2,087千円	1,168千円	2,413千円				
増▲減		—	519千円	▲ 919千円	1,245千円				
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 災害時における在宅要援護者への支援を充実するために必要な事業です。災害時の生活拠点を確保することで、要援護者を含む市民に対して安心を担保します。必要な施設を整備し、継続させていきます。							
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 災害発生時に一般の地域防災拠点（避難場所）での生活に適応しない在宅要援護者を受け入れるための二次的避難場所となる「特別避難場所」を新たに作るより、民間社会福祉施設を指定し、応急備蓄物資を整備する方がコスト削減になります。							
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 災害時における在宅要援護者への支援を充実するために必要な事業です。災害時の生活拠点を確保することで、要援護者を含む市民に対して安心を担保します。必要な施設を整備し、継続させていきます。							
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 特別避難場所となる社会福祉施設等に状況を確認しながら事業を実施している。							
自己評価 (Action)	自己評価	近年における地震や台風の被災状況を踏まえ、災害発生時の要援護者対策は地域ぐるみで取り組む必要があります。区長から指定された施設がそれぞれの特性に応じた整備を行い、受け入れ体制を確保しています。							
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止							
近年の災害被災状況や高齢者及び障害者の増加を踏まえ、要援護者に対する具体的な連絡受け入れ体制づくりの検討が必要です。									

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

（様式②-1） 平成 28 年度 事業 計画 書 （局・統括本部）

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名
6 款 3 項 1 目
横浜型児童家庭支援センター運営 費補助・子育て短期支援事業

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	○

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	6
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	224,632	62,012	2,813				159,807
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	166,251	48,278	2,513				115,460
増△減	58,381	13,734	300	0	0	0	44,347

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	91,707	121,977	145,354
算 市債+一般財源	66,856	89,014	102,440
決 事業費	77,651	97,167	120,213
算 市債+一般財源	51,080	61,007	72,500

歳出	29年度	30年度
予 事業費	318,963	353,592
算 市債+一般財源	228,116	258,242

方針に関する決裁 種別( ) ●

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

横浜型児童家庭支援センターは、子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、地域での生活が継続できるように、児童相談所や区福祉保健センター等の関係機関と連携し、子育てについての悩みや課題を早期に発見し、相談・助言を行うほか、子育て短期支援事業によるレスパイト機能の提供等の支援により、子育て家庭の負担を軽減し、安定した生活形成を目指します。

児童家庭支援センターについては、31年度までに18区設置を目標としており、28年度には、新たに2施設を整備します。今後の整備については、運営法人を公募により選定し、児童養護施設等への併設だけでなく、本体施設と切り離れた場所（交通の便が良い場所等）に相談機能等をもつ独立型施設整備の推進や、児童養護施設等の運営法人に限らず、本事業を実施できる団体等を選定するなど、各区の実情に合わせて様々な実施方法を検討します。

子育て短期支援事業は、児童を養育する家庭において、保護者の疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが難しくなった場合に、児童を児童家庭支援センター等で養育するものです。乳児院での実施を含め、適切な利用に向け、調整・検討を進めます。

また、児童家庭支援センターを周知するため、各センターにおいて地域交流事業を実施します。これにより、地域の子育て家庭との関係をつくり、支援が必要な家庭について適切な支援につなげます。

【 実績の推移・今後見込み 】

○児童家庭支援センター及び子育て短期支援事業実施施設（平成26年度実績）

施設	所在区	開設	相談件数	子育て短期支援事業			
				ショートステイ	トワイライト	休日預かり	合計
児童家庭支援センター おおいけ	旭区	平成13年4月1日	236	17	2	21	40
杜の郷 こども家庭支援センター	泉区	平成23年1月1日	1,141	117	47	71	235
児童家庭支援センター みなと	中区	平成23年10月1日	638	33	2	5	40
児童家庭支援センター かわわ	都筑区	平成24年10月1日	85	223	68	40	331
こども家庭支援センター むつみの木	南区	平成24年10月1日	5,573	209	1,249	824	2,282
のぼ こども家庭支援センター	港南区	平成26年3月1日	239	0	23	6	29
ボート金が谷	旭区			2	72	28	102
乳 デュナミス	磯子区			4			
児 久良岐乳児院	南区			0			
院 百百合ベビーホーム	泉区			0			

※27年度中に新たに3か所整備予定

【 事業費の内訳 】

（単位：千円）

	28年度	27年度	差 引	説 明
児童家庭支援センター運営費	167,063	125,780	41,283	運営費、職員雇用費、独立型運営費、初度調弁・内装整備費（独立型1施設）
子育て短期支援事業運営費	55,769	39,071	16,698	事業費（ショートステイ、トワイライト、休日預かり）、職員雇用費、送迎費
地域交流事業	1,800	1,400	400	イベント経費（200千円×既存7施設）
合計	224,632	166,251	58,381	

【 事業スケジュール 】

○既存施設

平成28年3月 28年度補助金（運営費、地域交流事業費）交付申請  
平成28年4月 事業実施（児童家庭支援センターの運営、子育て短期支援事業の実施、地域交流事業の実施）  
※定期的（年4回程度）に連絡会を実施

○新規施設

平成28年4月 新規児童家庭支援センター設置区の調整  
平成28年6月 運営法人の公募・選定  
平成28年8月 開設に向けた調整、関係機関との調整  
平成29年1月 児童家庭支援センター新規2施設開設

【 事業開始年度 】

平成13年度

【 根拠法令 】

児童福祉法  
横浜型児童家庭支援センター事業実施要綱、横浜型児童家庭支援センター等で実施する横浜市子育て短期支援事業実施要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	菅原 正興	八木澤 勉	嶋中 愛

（ こども青少年局 一 ）



# 事業評価書

事業名		6 款 3 項 1 目 横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業			所管課	こども青少年局こども家庭課			
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称   児童福祉法、横浜型児童家庭支援センター事業実施要綱							
	目的 (事業開始の経緯)	児童家庭支援センターの設置運営に関する要綱(厚生労働省児童家庭局長通知)に基づき、地域の養育家庭に対し専門的な知識と技術等を持って支援するために事業を開始した。							
	事業内容	児童家庭支援センターにおける養育にかかる専門的な相談・支援や子育て短期支援事業の実施により、養育に不安を抱える家庭が地域での生活を継続できるよう、区や児童相談所等の関係機関と連携し支援する。							
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標			
		児童家庭支援センター新規設置数	2か所	1か所	0か所	3か所			
		相談受理件数	2,370件	4,410件	7,912件	9,000件			
	予算額・執行額、事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度			
		予算額	91,707千円	121,977千円	145,354千円	166,251千円			
		執行額	77,651千円	97,167千円	120,213千円	—			
		差▲引	14,056千円	24,810千円	25,141千円	—			
		執行率(%)	85%	80%	83%	—			
		人件費	一般職職員	0.2人	0.2人	0.3人	0.3人		
			再任用職員						
概算人件費	1,738千円		1,675千円	2,618千円	2,618千円				
	総事業費	79,389千円	98,842千円	122,831千円	168,869千円				
	増▲減	—	19,453千円	23,989千円	46,038千円				
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 地域で支援が必要な養育家庭は増加しており、区福祉保健センターや児童相談所との連携のもと、児童家庭支援センターにより養育家庭を支援することは必要。							
	有効性	<input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 児童家庭支援センターの事業内容等について周知し、支援が必要な家庭に適切につながる体制を構築する必要がある。そのため、関係機関等との連携や地域交流事業による地域の養育家庭との関係づくりを推進する。							
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 区福祉保健センターや児童相談所とセンターとの連携を強化することにより、より効率的な活用につなげることが期待できる。							
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 児童家庭支援センター連絡会を定期的に実施し、実施状況の確認や事業についての検討を行っている。							
自己評価 (Action)	自己評価	地域において養育に課題を抱える家庭に対する在宅支援として、区福祉保健センターや児童相談所等と連携し、児童家庭支援センターが専門的な相談支援を行うことは有効な支援策だと考える。また、子育て短期支援事業の有効活用により、家庭における養育の負担軽減も期待される。							
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 18区展開に向けて、設置区や運営法人等の調整を進めていくのと同時に、既存施設の有効活用について検討が必要。各センターと区福祉保健センターとの連携を強化し、区が把握する地域で支援が必要な家庭について、センターがケアできるような体制を整備する。							

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に	寄与しない
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 障害児福祉保健課 ]

事業名	
6款 3項 1目	
障害児施設措置費	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	分担金及び負担金	市債	一般財源	
28年度	1,006,059	491,639		14,151		500,269	
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	834,328	410,440		15,931		407,957	
増△減	171,731	81,199	0	0	△ 1,780	0	

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	750,861	778,416	850,024
算 市債+一般財源	355,630	375,018	414,665
決 事業費	851,922	860,313	867,943
算 市債+一般財源	450,106	426,267	418,436

歳出	29年度	30年度
予 事業費	1,091,439	1,149,060
算 市債+一般財源	555,408	584,218

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) 無 ( )

【事業の概要及び28年度実施内容】

児童福祉法に基づき、要保護児童を入所施設に措置した場合に、それぞれの措置後の保護につき児童福祉施設最低基準を維持するための費用を支弁する。平成18年10月の児童福祉法改正により、障害児施設給付費制度（利用契約制度）が導入されたが、入所理由としては措置すべきケースが多い。また、市内及び県内の施設に空きがなく、県外の施設に割愛をお願いしている状況である。

また、平成28年度には港南区に新しい重症心身障害児施設を開設する予定。

【実績の推移・今後見込み】

年度	施設数(か所)	月平均措置人員(人)	年間経費【決算(見込)額】(千円)
24年度	29	156	750,861
25年度	31	162	860,313
26年度	27	161	867,943
27年度(予算)	28	157	834,328
28年度(予算)	30	187	1,006,159

【事業費の内訳】

施設種別	27年度	28年度	差引	説明	
福祉型障害児 入所施設	(主) 知的	544,474	468,960	△ 75,514	人数の減(盲児施設入所の知的障害児を盲児に計上)
	(主) 盲児	7,248	66,843	59,595	人数の増(盲児施設入所の知的障害児を計上)
	(主) ろうあ	11,750	13,328	1,578	人数の増
医療型障害児 入所施設	(主) 肢体	45,033	38,954	△ 6,079	人数の減
	(主) 肢体	1,613	917	△ 696	
	(主) 重心	224,210	208,836	△ 15,374	人数の減
	新重心開設分	0	208,221	208,221	新重症心身障害児施設の開設による増
合計	834,328	1,006,059	171,731		

【根拠法令】

- ・児童福祉法第27条第1項第3号(児童福祉施設への入所措置)
- ・同条第2項(指定医療機関への入所措置)
- ・同法第50条第1項第7号、第7号の2(都道府県の支弁)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	黒田 智子	森山 さやか

(こども青少年局 - )

## 事業評価書

事業名		6 款 3 項 1 目 障害児施設措置費			所管課	こども青少年局障害児福祉保健課					
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他									
	目的 (事業開始の経緯)	児童相談所により入所施設に措置された障害児が施設利用する際に発生する経費の一部を支弁し、障害児の施設での生活の安定と自立を図る。									
	事業内容	入所施設に措置された障害児が施設を利用する際にかかる経費の一部。									
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標					
		障害児施設に措置入所中の児童数(人)	156人	162人	161人	157人					
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度				
		予算額		750,861千円	778,416千円	850,024千円	834,328千円				
		執行額		851,922千円	860,313千円	867,943千円	—				
		差▲引		△ 101,061千円	△ 81,897千円	△ 17,919千円	—				
		執行率(%)		113%	111%	102%	—				
		人件費	一般職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人				
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人				
			概算人件費	3,477千円	3,350千円	3,491千円	3,491千円				
総事業費		855,399千円	863,663千円	871,434千円	837,819千円						
増▲減		—	8,264千円	7,771千円	▲ 33,615千円						
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 国の法定事業のため必要である。									
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 障害児が安定した生活を送り、自立を目指すことができている。									
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 国の法定事業であり、本市のみ事業改善、見直しすることは困難。									
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 国の法定事業のため、未実施。									
自己評価 (Action)	自己評価	児童福祉法に基づく事業であり、法の範囲内で適切に事業実施している									
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 平成24年4月の児童福祉法改正により20歳以上の措置入所者は対象外となったが、家庭機能や養育能力の脆弱化、ぼらいと・えき(旧なしの木学園)の再整備、20歳以上入所者の障害者施設等への移行、また平成28年度に港南区に新たに重症心身障害児施設に開設をするため、増加が見込まれる。									

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

（様式②-1） 平成 28 年度 事業 計画 書 （局・統括本部）

[ こども青少年局 障害児福祉保健課 ]

事業名
6 款 3 項 1 目
障害児入所支援事業

特記事項
中期計画-戦略
中期計画-基本政策
新規拡充

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	209,939	104,908					105,031
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	209,992	104,922					105,070
増△減	△ 53	△ 14	0	0	0	0	△ 39

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	147,715	196,135	204,233
算 市債+一般財源	74,134	98,214	102,227
決 事業費	236,467	203,343	204,972
算 市債+一般財源	116,157	95,963	103,682

歳出	29年度	30年度
予 事業費	209,939	209,939
算 市債+一般財源	105,031	105,031

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) (無)

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

平成18年11月の障害者自立支援法施行に伴う児童福祉法改正により、障害児施設給付費制度（利用契約制度）が導入されたが、虐待等児童保護が優先される事例については措置制度が存続された。また、平成24年4月に児童福祉法が改正され障害児施設給付費制度が入所、通所とわかれることになり、それぞれ障害児入所給付費制度及び障害児通所給付費制度に変更された。

利用契約制度で障害児施設に入所している児童のいる施設に対して、障害児入所給付費の支弁を行う。

【 実績の推移・今後見込み 】

施設種別	平成25年度 決算		平成26年度 決算		平成27年度 予算		平成28年度 予算	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数
(主) 知的	7	9	6	7	7	8	5	7
(主) 自閉 (福祉)	1	1	1	1	0	0	1	1
(主) 盲児	1	4	1	5	1	5	1	5
(主) ろうあ	1	2	1	2	1	2	1	2
(主) 肢体 (福祉)	0	0	0	0	0	0	1	1
(主) 肢体 (医療)	3	22	3	18	1	22	3	20
(主) 重症心身障害児	4	20	3	18	4	25	5	17
指定医療機関 (重心)	4	4	4	5	3	4	4	5
合 計	21	62	19	56	17	66	21	58

【 事業費の内訳 】

(単位：円)

事業内訳	25年度決算	26年度予算	27年度予算	28年度予算
障害児入所給付費	117,665,700	121,315,000	121,631,000	120,269,000
障害児入所医療費	85,283,768	82,424,000	87,940,000	89,314,000
高額障害児施設給付費等	216,560	273,000	273,000	233,000
障害児入所給付費支払手数料	176,600	221,000	148,000	123,000
合計	203,342,628	204,233,000	209,992,000	209,939,000

【 事業開始年度 】

平成24年度（障害児施設給付費の事業開始は平成18年度であり、平成19年度～23年度は障害児施設給付費・医療費等の予算として執行（平成18年度は障害児施設措置費として執行）している。）

【 根拠法令 】

児童福祉法第24条の2（障害児入所給付費の支給）、同条の3（障害児入所給付費の支給決定）、同条の6（高額障害児入所給付費の支給）、同条の7（特定入所障害児食費等給付費の支給）、同条の20（障害児入所医療費の支給）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	黒田 智子	森山 さやか

( こども青少年局 - )

## 事業評価書

<b>事業名</b>	6 款 3 項 1 目 <b>障害児入所支援事業</b>			<b>所管課</b>	こども青少年局障害児福祉保健課					
<b>事業概要 (Plan)</b>	<b>実施根拠</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他			法令等の名称    児童福祉法					
	<b>目的 (事業開始の経緯)</b>	平成18年10月の障害者自立支援法施行に伴う児童福祉法改正により、障害児施設給付費制度（利用契約制度）が導入された。平成24年4月の児童福祉法の改正により、障害児施設給付費制度は入所サービス（障害児入所支援）と通所サービス（障害児通所支援）に分けられたため、当該事業は障害児入所給付費を対象とする。								
	<b>事業内容</b>	障害児施設に利用契約制度で入所している児童にかかる費用を一部支弁する。								
<b>事業実績 (Do)</b>	<b>達成指標</b>	<b>指標名(単位)</b>	<b>24年度実績</b>	<b>25年度実績</b>	<b>26年度実績</b>	<b>27年度目標</b>				
		障害児入所給付費の支給決定者数	65	62	56	66				
	<b>予算額・執行額、事業費の推移</b>			<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>			
		予算額		147,715千円	196,135千円	204,233千円	209,992千円			
		執行額		236,467千円	203,343千円	204,972千円	—			
		差▲引		△ 88,752千円	△ 7,208千円	△ 739千円	—			
		執行率(%)		160%	104%	100%	—			
		人件費	一般職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人			
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人			
			概算人件費	2,608千円	2,513千円	2,618千円	2,618千円			
総事業費		239,075千円	205,856千円	207,590千円	212,610千円					
増▲減		—	▲ 33,219千円	1,735千円	5,020千円					
<b>評価の視点による点検・検証 (Check)</b>	<b>必要性・妥当性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 国の法定事業のため必要である。								
	<b>有効性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 障害児が安定した生活を送り、自立を目指すことができている。								
	<b>効率性・類似性</b>	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 国の法定事業であり、本市のみ事業改善、見直しすることは困難								
	<b>市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 国の法定事業のため、未実施								
<b>自己評価 (Action)</b>	<b>自己評価</b>	法の範囲内で適切に事業実施している								
	<b>今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)</b>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 障害児施設に入所を希望する児童は減少しないため、事業規模も現状で推移すると思われる。障害児の安定した生活基盤の確保、自立のための支援が必要とされる。								

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
<b>事業の分類</b>	【緩和策】温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください	分野
	【適応策】気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください	分野
<b>理由</b>	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
<b>実行計画との関連</b>	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 障害児福祉保健 課 ]

事業名	
6款 3項 1目	
障害児施設利用者負担助成	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	3,721	0	0			0	3,721
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	4,346	0	0	0	0	0	4,346
増△減	△ 625	0	0	0	0	0	△ 625

歳出		24年度	25年度	26年度
予 算	事業費	3,495	3,700	4,211
	市債+一般財源	3,495	3,700	4,211
決 算	事業費	5,412	4,022	2,577
	市債+一般財源	5,412	4,022	2,577

歳出		29年度	30年度
予 算	事業費		
	市債+一般財源		

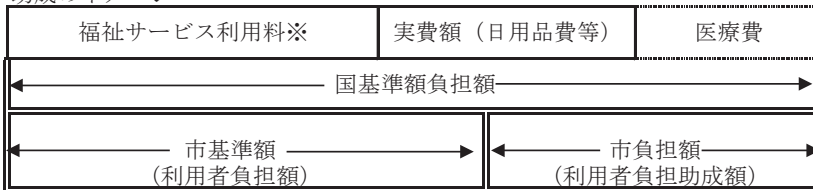
方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) 無 ( )

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

平成18年10月の児童福祉法の改正により、それまでの措置制度から利用契約制度（障害児施設給付費制度）への制度変更が行われたことに伴い、措置費負担金と比べて制度変更後の利用者の負担額が大きくなることから、減免措置を講じるため本事業を開始した。

平成24年4月の児童福祉法改正により、利用者負担に関する考え方がこれまでの原則1割負担から応能負担に変更されるとともに、施設種別の一元化や新たなサービスの追加等がされたため、措置と契約が混在している入所施設の高校生以下の利用児童のみを対象とした。これにより、入所施設利用に伴う利用者負担金等の減免措置を講じ、障害児とその家族が安心して継続的に施設を利用できることを目的とする。

助成のイメージ



【 実績の推移・今後見込み 】

障害児入所（施設）給付費利用者数推移

(単位：人)

利用施設	平成25年度決算	平成26年度決算	平成27年度予算	平成28年度予算
(主) 知的	10	8	8	8
(主) 肢体 (福)	0	0	0	1
(主) 肢体 (医)	22	18	22	20
(主) 重心	24	23	29	22
(主) 盲児	4	5	5	5
(主) ろうあ	2	2	2	2
合 計	62	56	66	58

【 事業開始年度 】

平成18年度 (ただし、平成18年度は措置費予算として執行)

【 根拠法令 】

横浜市障害児施設給付費利用者負担助成実施要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	黒田 智子	待木 智子

(こども青少年局 - )



## 事業評価書

事業名		6 款 3 項 1 目 障害児施設利用者負担助成			所管課	こども青少年局障害児福祉保健課					
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他									
	法令等の名称	横浜市障害児施設給付費利用者負担助成実施要綱									
	目的 (事業開始の経緯)	平成18年10月の児童福祉法改正に伴い、それまでの措置制度から障害児施設給付費制度に変更された際に措置費負担金と施設給付費負担額との差が大きかったため、継続して施設利用できるように、利用者負担額の一部を助成することとした。									
事業内容	障害児施設に契約制度で入所中の児童の費用負担が措置制度で入所中の児童の費用負担と同等となるように補助を行う。										
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標					
		給付費支給決定者数	66	62	56	66					
	予算額・執行額、事業費の推移	人件費	24年度	25年度	26年度	27年度					
			予算額	3,495千円	3,700千円	4,211千円	4,346千円				
			執行額	5,412千円	4,022千円	2,577千円	—				
			差▲引	△ 1,917千円	△ 322千円	1,634千円	—				
			執行率(%)	155%	109%	61%	—				
			一般職職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人				
			再任用職員								
			概算人件費	869千円	838千円	873千円	873千円				
総事業費	6,281千円	4,860千円	3,450千円	5,219千円							
増▲減	—	▲ 1,422千円	▲ 1,410千円	1,769千円							
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 利用制度が異なることにより、同一施設を利用し、同じ支援を受けている児童保護者の費用負担に差があることは平等性を欠くため、必要である									
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 費用負担を理由に入所を行えないことがなく、施設の継続利用が可能となり、障害児の安定した生活、自立に寄与している									
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 類似した他の事業はない。									
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設長会議等で事業内容についての意見交換等を行っている。									
自己評価・今後の取組 (Action)	自己評価	これまでの間、着実に制度利用が推進されるよう、利用者、施設等への周知と協力依頼を行っている。									
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 今後の国の動向を踏まえつつ、本事業の効果等について検討していく必要がある。									

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		



平成28年度事業計画書(局・統括本部)

(様式②-1) [こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款 3項 1目
民間障害児施設運営費助成

特記事項
中期計画-戦略
中期計画-基本政策
新規拡充

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源	
28年度	730,748	0		10		730,738	
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	541,347					541,347	
増△減	189,401	0	0	0	10	0	

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	472,082	469,796	446,649
算 市債+一般財源	472,082	469,796	446,649
決 事業費	445,271	461,101	461,563
算 市債+一般財源	445,271	461,101	461,563

歳出	29年度	30年度
予 事業費	835,617	835,617
算 市債+一般財源	835,617	835,617

方針に関する決裁 種別()  
有 ( ) 無

【事業の概要及び28年度実施内容】

- ・職員雇用費等の法定外援護費を支給し、児童虐待等多様化複雑化する入所児童のニーズに対応し、自立に向けての個別支援の強化を図るため、知的障害児施設等に対して法定外援護費を支弁する。
- ・入所児童の障害の状態や虐待等入所に至る家庭背景等に配慮し、児童個々のニーズに応じた支援の充実並びに通院や服薬管理等の医療対応と日々の健康管理の充実を図るため、職員(重度、行動障害、幼児、被虐待児への支援の強化及び、入所児の高校卒業後の移行先調整等を行う「地域移行支援員」の配置を含む)、及び栄養士等を加配する。
- ・平成28年6月に港南区に開設する重症心身障害児施設に対して、職員の事前雇用費及び運営費を支弁する。

【実績の推移・今後見込み】

	施設数(か所)	月平均対象人員(人)	年間経費【決算(見込)額】(千円)
平成24年度	17	250	445,270
平成25年度	15	244	461,102
平成26年度	17	255	461,563
平成27年度(予算)	18	288	541,347
平成28年度(予算)	19	354	730,748

【事業費の内訳】

	27年度	28年度	差引	説明
処遇費加算	236,198	237,589	1,391	
処遇費加算	203,103	203,246	143	
通学対応人件費	16,406	16,406	0	
教育費加算	1,464	1,820	356	
エレベーター保守管理費	593	1,185	592	対象施設の増
事業費加算	5,063	5,363	300	
行動障害児加算	2,252	2,252	0	
就職支度費加算	117	117	0	
第三者評価受審費	1,200	1,200	0	
民営化施設維持費	4,000	4,000	0	
民営化施設管理費	2,000	2,000	0	
重症心身障害児処遇費加算	243,515	243,880	365	
基本処遇費加算	159,776	159,776	0	
超重症児加算	58,368	61,287	2,919	対象者の増
準超重症児加算	25,172	22,618	△ 2,554	対象者の減
地域生活支援機能強化加算	199	199	0	
【新】重症心身障害児処遇費加算	0	176,301	176,301	港南区に開設する新重症心身障害児施設分
基本処遇費加算	0	65,520	65,520	単価については既施設と同
超重症児加算	0	21,888	21,888	
準超重症児加算	0	11,248	11,248	超重症児、準超重症児の割合については、既施設と同割合
ユニットケア加算	0	77,645	77,645	単価73,250×106人×10ヶ月
所管施設計	479,713	657,770	178,057	
神奈川県所管施設	7,096	5,888	△ 1,208	対象児童の減
川崎市所管施設	14,664	14,664	0	
県外施設	30,606	35,137	4,531	対象児童の増
障害者入所施設等の体験入所	1,243	1,243	0	
新重症心身障害児施設事前経費	8,025	16,046	8,021	2カ月分を計上
合計	541,347	730,748	189,401	

【根拠法令】

横浜市民間社会福祉施設法外扶助費支給要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	黒田 智子	森山 さやか

(こども青少年局 - )

## 事業評価書

事業名		6 款 3 項 1 目 民間障害児施設運営費助成事業			所管課	こども青少年局障害児福祉保健課					
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他									
	目的 (事業開始の経緯)	民間障害児施設の入所児童の安定した生活を確保するため、障害児の状況（重度、行動障害、幼児、被虐待児等）を勘案し、施設に対して人件費や運営費等の支援を行っている。									
	事業内容	職員雇用費等の法定外援護費を支給し、児童虐待等多様化複雑化する入所児童のニーズに対応し、自立に向けての個別支援の強化を図るため、入所施設に対して人件費等を支弁する。									
事業実績 (Do)	達成指標		指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標				
			入所児童数(人)	250	244	255	258				
					24年度	25年度	26年度	27年度			
			予算額		472,082千円	469,796千円	446,649千円	541,347千円			
			執行額		445,271千円	461,101千円	461,563千円	—			
			差▲引		26,811千円	8,695千円	△ 14,914千円	—			
			執行率(%)		94%	98%	103%	—			
	人件費		一般職職員		0.1人	0.1人	0.1人	0.1人			
			再任用職員								
			概算人件費		869千円	838千円	873千円	873千円			
		総事業費		446,140千円	461,939千円	462,436千円	542,220千円				
		増▲減		—	15,798千円	497千円	79,784千円				
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い									
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 入所児童の障害状況（重度、行動障害、幼児、被虐待児等）に応じて、民間障害児施設への運営支援を行うことにより、入所児童の安定した生活を図ることができる。									
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 他に同様の事業はない。									
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設長会議等を通じて入所児童の変化等を把握し、加算内容の見直し等を実施している。									
自己評価 (Action)	自己評価	市内・市外民間障害児施設へ助成を行うことにより、人員の配置が法定より厚くなり、児童一人一人の様子を見ることができ、安定した生活を確保することができている。また、入所児童の成人施設等への移行に向けて、地域移行支援員を配置している。									
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 今後も入所児童の安定した生活のため、事業を引き続き継続していく。									

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名	
6款 3項 1目	重度障害児者対応専門医療機関運営費助成事業

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	127,008	0					127,008
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	78,818						78,818
増△減	48,190	0	0	0	0	0	48,190

歳出		24年度	25年度	26年度
予算	事業費	81,354	81,354	76,305
	市債+一般財源	81,354	81,354	76,305
決算	事業費	79,668	76,302	76,302
	市債+一般財源	79,668	76,302	76,302

歳出		29年度	30年度
予算	事業費	131,421	131,421
	市債+一般財源	131,421	131,421

方針に関する決裁種別( )  
有( )・無( )

【事業の概要及び28年度実施内容】

身近な地域で専門的な診療を受けることができるように、重症心身障害児施設や障害児者医療を中心に行っている医療機関に対し職員雇用費等を援助し、重度障害児・者医療の安定的な供給を図る。  
このことにより、常に医療的ケアを要する重症心身障害児者を含む重度障害児・者の在宅生活を支援する。

【実績の推移・今後見込み】

施設名	24年度	25年度	26年度	27年度(見込み)	28年度(見込み)
横浜療育医療センター	22,425	22,957	24,511	25,668	25,668
小児療育相談センター	1,641	1,745	1,615	1,853	1,853
新重心児施設					21,390

- ・小児療育相談センターは相談・検査・診断を一貫して行う医療機関であり、患者1人に要する時間が多くかかる。
- ・小児療育相談センターは、在宅重度障害児者に対する健康管理及び相談・医療的ケアへの対応、横浜療育医療センター及び新重心児施設は、より高度な医療的ケアを要する重度障害児者の外来・入院応需に対応している。

【事業費の内訳】

施設名	補助対象	補助内容	28年度	27年度	差引	説明
横浜療育医療センター	外来部門(有床)	人件費	48,150	48,150	0	実リース代に基づく
		機器リース代	5,090	5,727	△637	
小児療育相談センター	相談部門	人件費	24,941	24,941	0	
新重心児施設	外来部門(有床)	人件費	44,161	0	44,161	28年6月開所のため、開所後10か月分 +開所前1か月分
		機器リース代	4,666	0	4,666	
合計			127,008	78,818	48,190	

【事業開始年度】

- 1 横浜療育医療センター：平成13年4月
- 2 小児療育相談センター：平成15年4月(15年度に民間障害児施設運営費助成から本事業へ移行)
- 3 新重心児施設：平成28年6月

【根拠法令】

横浜市重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助金交付要綱(平成27年4月改正)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	黒田 智子	待木 智子

(こども青少年局 - )

## 事業評価書

事業名		6款 3項 1目 重度障害児者対応専門医療機関運営費助成事業			所管課	こども青少年局障害児福祉保健課					
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他									
	法令等の名称	横浜市重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助金交付要綱									
	目的 (事業開始の経緯)	重度障害児者が必要とする医療的ケアを行うためには、専門的な知識やマンパワーが必要である。このため、重度障害児者に医療を行う専門医療機関に対し運営費補助を行うことにより、運営の安定化を図り、医療的ケアを必要とする重度障害児者の地域生活を支援している。									
事業内容	身近な地域で専門的な診療を受けることができるように、重症心身障害児施設や障害児者医療を中心に行っている医療機関に対し職員雇用費等を援助し、重度障害児・者医療の安定的な供給を図る。 このことにより、常に医療的ケアを要する重症心身障害児者を含む重度障害児・者の在宅生活を支援する。										
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標					
		外来患者数(人)	24,066	24,702	26,126	27,521					
	予算額・執行額、事業費の推移	人件費	24年度	25年度	26年度	27年度					
			予算額	81,354千円	81,354千円	76,305千円	78,818千円				
			執行額	79,668千円	76,302千円	76,302千円	—				
			差▲引	1,686千円	5,052千円	3千円	—				
			執行率(%)	98%	94%	100%	—				
			一般職職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人				
			再任用職員								
			概算人件費	1,738千円	1,675千円	1,746千円	1,746千円				
総事業費	81,406千円	77,977千円	78,048千円	80,564千円							
増▲減	—	▲ 3,429千円	71千円	2,516千円							
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 重度障害児者に対する医療の提供ができなくなると、医療的ケアを必要とする重度障害児者の在宅生活が困難になる。									
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 外来患者数が増加している。									
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 他に同様の事業はない。									
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設からの聞き取りや報告書の内容等をふまえ、補助内容を検討している。									
自己評価 (Action)	自己評価	重症心身障害児施設及び障害児者医療を行っている医療機関に対して運営費補助を行うことで、医療的ケアを必要とする重度障害児者の在宅生活への支援につながっている。									
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 重度障害児者医療を実施する専門医療機関が少なく、市内全域で、身近な医療機関での医療提供ができていない。									

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成 28 年度 事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 障害児福祉保健課 ]

事業名	
6 款 3 項 1 目	
障害児福祉施設医療費手数料	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県		その他	市債	一般財源
28年度	600	0					600
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	607				3,420		△ 2,813
増△減	△ 7	0	0	0	△ 3,420	0	3,413

歳出		24年度	25年度	26年度
予 事業費		667	692	665
算 市債+一般財源		△ 16,259	△ 11,728	△ 7,255
決 事業費		622	590	571
算 市債+一般財源		△ 3,878	△ 3,910	△ 3,929

歳出		29年度	30年度
予 事業費		600	600
算 市債+一般財源		600	600

方針に関する決裁 種別 ( )  無

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

児童福祉法に基づく障害児施設入所措置費及び障害児入所・通所給付費の医療費支弁に伴う事務に要する経費

【 実績の推移・今後見込み 】

年度		障害児施設 (措置)		障害児施設 (契約)、医療型センター	
		施設数 (か所)	措置利用者数 (人)	施設数 (か所)	契約者数 (人)
23年度	実績	29	161	31	391
24年度		30	161	22	267
25年度		30	159	18	268
26年度		27	161	17	243
27年度	予算	28	158	17	266
28年度		30	187	21	272

【 事業費の内訳 】

	26年度決算	27年度予算	28年度予算	差引	説明
医療費審査手数料 (支払基金)	470	506	491	△ 15	平成27年度実単価の減
医療費審査手数料 (国保連合会)	101	101	109	8	件数の増
合計	571	607	600	△ 7	

【 根拠法令 】

・児童福祉法第21条の5の28、第24条の20

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	黒田 智子	森山 さやか

(こども青少年局 - )

## 事業評価書

事業名		6 款 3 項 目 障害児福祉施設医療費手数料			所管課	こども青少年局障害児福祉保健課						
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他			法令等の名称   児童福祉法							
	目的 (事業開始の経緯)	児童福祉法に基づく施設入所措置費及び障害児入所・通所給付費に係わる医療費の審査及び支払を実施している										
	事業内容	障害児施設措置医療費、障害児入所支援事業医療費及び障害児通所支援事業医療費にかかる社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の審査手数料										
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標						
		指標設定は困難										
	予算額・執行額、事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度						
		予算額	667千円	692千円	665千円	607千円						
		執行額	622千円	590千円	571千円	—						
		差▲引	45千円	102千円	94千円	—						
		執行率(%)	93%	85%	86%	—						
		人件費	一般職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人					
			再任用職員									
概算人件費	869千円		838千円	873千円	873千円							
	総事業費	1,491千円	1,428千円	1,444千円	1,480千円							
	増▲減	—	▲ 64千円	16千円	36千円							
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 児童福祉法に基づく施設入所措置費及び障害児給付費に係わる医療費の審査料のため、必要である										
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 医療費が適切に請求されているかについて、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会が審査を行える										
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 他に類似の事業はない										
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法定事業のため、意見反映は困難である										
自己評価 (Action)	自己評価	児童福祉法で定められた審査機関による審査及び支払事務に関するチェックを行っている。										
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 事務処理の簡素化を検討していく必要がある。										

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		



(様式②-1) 平成28年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名	
6款 3項 1目	障害児福祉費負担金納付促進(報酬)

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
28年度	3,113	0		13			3,100
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	3,128			13			3,115
増△減	△15	0	0	0	0	0	△15

歳出		24年度	25年度	
予算	事業費	3,125	3,132	3,137
決算	市債+一般財源	3,109	3,119	3,124
予算	事業費	3,111	3,109	3,149
決算	市債+一般財源	3,098	3,093	3,135

歳出		29年度	30年度
予算	事業費	3,116	3,116
決算	市債+一般財源	3,103	3,103

方針に関する決裁 種別( ) (無)

【事業の概要及び28年度実施内容】

障害児施設利用に伴う福祉費負担金の未納分について、徴収率の向上及び費用負担の公平化を図るため、「障害児福祉施設負担金納付指導員」を専門に配置し、未納者に対する継続的な電話及び文書による催告等を実施する。

【実績の推移・今後見込み】

	前年度繰越額	不納欠損額	当年度調定額	収入済額	収入未済額	徴収率
22年度	29,067,616	7,477,510	8,839,046	10,066,235	20,362,917	26.6%
23年度	20,362,917	234,043	9,402,869	13,812,488	15,719,255	46.4%
24年度	15,719,255	0	6,526,929	10,460,048	11,786,136	47.0%
25年度	11,786,136	0	7,644,635	9,014,701	10,416,070	46.4%
26年度	10,416,070	0	7,526,193	9,613,495	8,328,768	53.6%
27年度 (予算)	8,328,768	0	7,232,586	8,326,910	7,234,443	53.5%
28年度 (予算)	7,234,443	0	6,906,120	7,719,647	6,420,915	54.6%

【事業費の内訳】

嘱託職員雇用費 等

【事業スケジュール】

障害児施設負担金納付指導員(嘱託員1名)を配置し、障害児福祉費負担金の未納者に対して、電話催告、分納相談、訪問徴収等の納付指導及び未納者の調査、未納理由の把握、未納関係書類の整備、徴収管理等を実施し、徴収率の向上及び費用負担の公平化を図る。

【事業開始年度】

平成4年度

【根拠法令】

- ・ 児童福祉法 ・ 横浜市児童福祉施設入所者等の措置費等の徴収に関する規則
- ・ 横浜市児童福祉施設(保育所を除く)入所者等の措置費等徴収事務取扱要領
- ・ 横浜市こども青少年局非常勤特別職員就業要綱
- ・ 障害福祉施設負担金納付指導員滞納負担金徴収事務取扱要領

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	黒田 智子	森山 さやか

(こども青少年局 ー )



## 事業評価書

<b>事業名</b>	6 款 3 項 1 目 障害児福祉費負担金納付促進(報酬)	<b>所管課</b>	こども青少年局			
<b>事業概要 (Plan)</b>	<b>実施根拠</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画 (戦略) <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 <small>法令等の名称</small> 児童福祉法、横浜市児童福祉施設入所者等の措置費等の徴収に関する規則、横浜市こども青少年局非常勤特別職員就業要綱				
	<b>目的 (事業開始の経緯)</b>	障害児施設利用に伴う福祉費負担金の徴収率の向上及び費用負担の公平化。				
	<b>事業内容</b>	障害児施設利用に伴う福祉費負担金の未納者に対し、徴収率の向上及び費用負担の公平化を図るため、電話や文書による催告を実施するため、障害児福祉施設負担金納付指導員を配置している。				
<b>事業実績 (Do)</b>	<b>達成指標</b>	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標
		徴収率	47.00%	46.40%	53.60%	53.50%
	<b>予算額・執行額、事業費の推移</b>		24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	3,125千円	3,132千円	3,137千円	3,128千円
		執行額	3,111千円	3,109千円	3,149千円	—
		差▲引	14千円	23千円	△12千円	—
		執行率(%)	100%	99%	100%	—
		一般職員				
		再任用職員				
	概算人件費	0千円	0千円	0千円	0千円	
総事業費	3,111千円	3,109千円	3,149千円	3,128千円		
増▲減	—	▲2千円	40千円	▲21千円		
<b>評価の視点による点検・検証 (Check)</b>	<b>必要性・妥当性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 障害児施設利用者の費用負担の公平化を図るため、未納者に対して納付の催告等を行う障害児福祉施設負担金納付指導員の配置が必要。				
	<b>有効性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 障害児福祉費負担金の未納者に対して、電話催告、分納相談等の納付指導及び未納者の調査、未納理由の把握、未納関係書類の整備、徴収管理等を実施し、費用負担の公平性を保つとともに、徴収率の向上を図る。				
	<b>効率性・類似性</b>	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 未納者と継続的に連絡を取り続け、少しずつでも計画的な納付を促していく必要があり、専任の納付指導員の配置が必要。				
	<b>市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 未納者と継続的に連絡を取り、支払計画等について調整を行っている。				
<b>自己評価 (Action)</b>	<b>自己評価</b>	徴収率を上げるため、未納者と継続的に連絡を取り続けることにより、タイミング良く完済できる場合もあり、効果は少しずつ表れている。また、差し押さえ等の強制執行の取り組みにより、返済計画等を組む段階にない対象者への働きかけを行うことができた。				
	<b>今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)</b>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 未納者と継続的に連絡を取り続け、少しずつでも計画的な納付を促していく必要があり、専任の納付指導員の配置が今後も必要。				

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
<b>事業の分類</b>	【緩和策】温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください	分野
	【適応策】気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください	分野
<b>理由</b>	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
<b>実行計画との関連</b>	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 障害児福祉保健課 ]

事業名	
6款 3項 1目	特別避難場所応急備蓄物資整備事業 (民間障害児福祉施設分)

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	1,160	0					1,160
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	1,372						1,372
増△減	△ 212	0	0	0	0	0	△ 212

歳出		24年度	25年度	26年度
予 算	事業費	800	1,447	1,495
	市債+一般財源	800	1,447	1,495
決 算	事業費	916	749	539
	市債+一般財源	916	749	539

歳出		29年度	30年度
予 算	事業費	1,160	1,160
	市債+一般財源	1,160	1,160

方針に関する決裁 種別( ) 無

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

1. 事業概要

「横浜市防災計画」に基づき、災害時に地域防災拠点等で避難生活が困難な在宅の要援護者のための特別避難場所を運営する社会福祉施設等に対し、予算の範囲で横浜市社会福祉施設災害時特別避難場所応急備蓄物資を整備し、災害時における在宅要援護者への支援を充実する。

2 実施内容

(1) 特別避難場所応急備蓄物資の整備

食糧、水、及び粉ミルク9食分(3日分)と生活必需品(紙おむつ、毛布等)を整備

(2) 備蓄の考え方

ア 【在宅要援護者数】 避難所として占有利用できる床面積÷3平方メートル(施設利用者が日常利用するスペースを除く、端数は切り捨て)

イ 【支援者数】 要援護者6名に対し1名(施設職員・ボランティア、端数は切り上げ)

ウ 3か年で整備し、4年目を以降は耐用年数を過ぎた物資を更新・補充

【 実績の推移・今後見込み 】

民間社会福祉施設が災害に備えた応急備蓄物資の整備に要する費用を助成する。

食糧品及び生活必需品を毎年必要量の1/3ずつ備蓄します。

<28年度整備対象施設>

白根学園(施設再整備が完了したため)

ぼらいと・えき(平成27年度に旧なしの木学園から民営化、協定を締結)

新規特別避難場所協定締結施設

なお、整備済みの8施設については、更新を行います。

食料等は賞味期限、毛布等は耐用年数に合わせて劣化の認められるものを更新します。

【 事業費の内訳 】

<基礎数値> 物品品目及び一人あたりの単価

物資	単価(円)	単価内訳
食糧・水		
粉ミルク・哺乳瓶		
紙おむつ・おしり拭き		
簡易トイレ・生理用品		
毛布		

①食糧品及び生活必需品を毎年必要量の1/3ずつ備蓄します。

②整備中の施設は食糧品及び生活必需品を備蓄

③更新中施設は食糧・水・粉ミルクを更新(原則)

※整備中の施設とは…契約締結後、3年未満で備蓄は完了していない施設。

※更新中の施設とは…契約締結後、3年以上経過し、備蓄が一旦完了し、

期限切れの食品、物品を入れ替えをしている施設。

【 事業スケジュール 】

6月~7月	特別避難場所整備状況調査
7月~8月	特別避難場所施設に対して災害備蓄物資配布申請依頼
8月~9月	配布数の調整・決定、要綱所管課への物資の発注依頼
8月~10月	業者選定委員会、物資の入札
12月~	各施設への物資の納品、物資代金支払い

【 事業開始年度 】

平成8年度

【 根拠法令 】

横浜市社会福祉施設等災害時特別避難場所応急備蓄物資整備事業要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 祐子	黒田 智子	石川 裕梨

(こども青少年局 一 )

## 事業評価書

事業名		6 款 3 項 1 目 特別避難場所応急備蓄物資整備事業(民間障害児福祉施設分)			所管課	こども青少年局障害児福祉保健課					
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他		法令等の名称		横浜市社会福祉施設等災害時特別避難場所応急備蓄物資整備事業要綱					
	目的 (事業開始の経緯)	「横浜市防災計画」に基づき、災害時における在宅要援護者のための特別避難場所を運営する社会福祉施設等に対し、災害時特別避難場所応急備蓄物資を整備し、災害時における在宅要援護者への支援を充実する。									
	事業内容	災害発生時に一般の地域防災拠点（避難場所）での生活に適応しない在宅要援護者を受け入れるための二次的避難場所となる「特別避難場所」に指定された民間社会福祉施設に対して、応急備蓄を整備します。									
事業実績 (Do)	達成指標		指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標				
			特別避難場所当年度備蓄施設数	9	9	9	10				
	予算額・執行額、事業費の推移				24年度	25年度	26年度	27年度			
			予算額		800千円	1,447千円	1,495千円	1,372千円			
			執行額		916千円	749千円	539千円	—			
			差▲引		△ 116千円	698千円	956千円	—			
			執行率(%)		115%	52%	36%	—			
			人件費	一般職職員		0.1人	0.1人	0.1人	0.1人		
				再任用職員							
				概算人件費		869千円	838千円	873千円	873千円		
		総事業費		1,785千円	1,587千円	1,412千円	2,245千円				
		増▲減		—	▲ 199千円	▲ 175千円	833千円				
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性		<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い								
			災害時における在宅要援護者への支援を充実するために必要な事業です。災害時の生活拠点を確保することで、要援護者を含む市民に対して安心を担保します。必要な施設へ整備し、継続させていきます。								
	有効性		<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない								
			災害発生時に一般の地域防災拠点（避難場所）での生活に適応しない在宅要援護者を受け入れるための二次的避難場所となる「特別避難場所」を新たに作るより、民間社会福祉施設を指定し、応急備蓄物資を整備する方がコスト削減になります。								
	効率性・類似性		<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない								
		災害時における在宅要援護者への支援を充実するために必要な事業です。災害時の生活拠点を確保することで、要援護者を含む市民に対して安心を担保します。必要な施設へ整備し、継続させていきます。									
市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無									
		対象の民間社会施設、福祉施設の状況を聞き取り、必要な物資を整備している。									
自己評価 (Action)	自己評価		近年における地震や異常気象による被災の状況を踏まえ、災害発生時の要援護者対策は地域ぐるみで取り組む必要があります。区長から指定された施設がそれぞれの特性に応じた整備を行い、受け入れ体制を確保しています。								
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止								
		近年の災害被災状況や高齢者及び障害者の増加を踏まえ、要援護者に対する具体的な受け入れ体制づくりの検討が必要です。									

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		